個人質問　川上　雄次

◆行政改革について

問　市民サービスを維持充実しながら、事務事業の減量化と効率化による行政コストの削減が求められるが、具体的な実施対象や数値目標の取り組みを伺う。

市長　行財政改革の対象は、事務事業の見直し、効率化、市民サービスの向上、職員定数の適正化、組織の見直しの4項目です。効率化はおおむね9月末までに取りまとめる予定です。この結果は、平成17年度予算に反映させるとともに、歳入の増加、歳出の削減のための3カ年計画を作成する考えです。

問　公共工事施行に対しては、工事構成要素のコスト低減や、事業の集中化、新技術活用の工事期間の短縮などの様々なコスト削減が求められるが市の取り組みは如何か。

市長　公共工事コスト縮減対策は、より効率的に執行する上では重要な課題と考えています。市ではよりよいものを、より安くという観点から、再生資材使用の促進、事業の集中化、工事の施工方法は、今後も現場に適した技術を取り入れ、一層のコスト縮減を図れるよう努力します。

◆総合計画について

問　総合計画のなかに市民の健康づくり施策や少子高齢化対策はどのように取り組むのか伺う。

市長　この分野は特に重点的な取り組みを行う必要があると認識をしており、慎重に検討を重ねながら計画策定を進めます。

◆健康づくり政策について

問　広い階層の市民の健康づくりに役立つウォーキング用ロードを全小学校区へ整備することを望む。また、公園や雨水調整池周辺を活かしたウォーキング周回コースの整備を望むが如何か。

市長　けやきの森公園は、市民が自由にウォーキング等ができる園路を、また、中央公園についても一部ではありますが園路等を整備しており、大関調整池は、隣接している赤道や主要地方道の歩道等を利用し、周回することが可能です。大池調整池は、外周の管理用道路を遊歩道としても利用できるよう計画していますので、完成した際は、ウォーキングコースとして利用いただけるように考えています。今後、検討を必要とするものは、周囲の環境や交通の安全性の確保等市民の健康づくりのため、努力します。

なお、今度できましたビンダライ池も、周りは遊歩道となっています。

▲滝台区ビンダライ池

◆市営住宅の将来の計画について

問　市営住宅の老朽化や跡地の活用施策として高齢者優良住宅や、共同住宅（グループリビング）への建て替えを望むが如何か。

市長　時代のニーズに適応した施設の整備も含めて、市営住宅のあり方や、より有効的な活用を幅広く検討します。

意見書を国などに提出しました

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

～省略～

政府及び国会においては、２年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

記

1．地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
2．税源移譲については、平成17年度において基幹税による３兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
3．国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。
4．三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないよう対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 6 月11日

八街市議会議長　押　尾　　巖

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　内閣官房長官　他関係行政庁　経済財政諮問会議民間議員　あて

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

～省略～

リサイクル率は上がっても、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。その一方で、地方自治体はリサイクルコストの約７割を占める収集・分別・保管を義務付けられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。

～省略～

国会及び政府の機関におかれては、かかる実情をご賢察のうえ、容器包装リサイクル法改正に向けて、下記事項について早急な見直しを行うよう強く要望いたします。

記

⑴容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること。
⑵リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進する、様々な手法を盛り込むこと。

以自治法第99条の規定により意見書を提出いたします

平成16年６月18日

八街市議会議長　押　尾　　巖

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　他関係行政庁　あて

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

～省略～

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年６月18日

八街市議会議長　押　尾　　巖

内閣総理大臣　財務大臣
文部科学大臣　総務大臣　あて